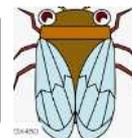


浜長保険センター安全だより

令和元年 8 月 9 日
浜長保険センター 第 33 号
電話 079-246-2561
FAX 079-246-2571



残暑お見舞い申し上げます。浴衣姿で花火見学、夏の風情を楽しめる時期を迎えました。まだまだ猛暑が続くそうですが、夏バテもせずご壮健にご活躍をされることをお祈り申し上げます。



自転車は、通勤、通学、買い物、サイクリングなど老若男女を問わず幼児から大人まで幅広く利用されている手軽で便利な乗り物です。運転免許がなくても誰でも運転できる軽車両です。軽車両である自転車は、車の仲間として道路交通法には相当数のルールが定められています。

Q 自転車に乗ったまま、横断歩道を通行すると違反になるのか？

A 横断歩道を通行する行為は、直ちに違反になりません。

横断歩道は歩行者の横断の用に供するための場所ですが、自転車の横断を禁止している道路の部分ではありません。したがって、自転車で横断歩道を通行しても、その行為が違反となるものではありません。

ただし、横断歩道により歩行者が横断している場合に歩行者の通行を妨害すれば、横断等禁止違反に該当します。



道路交通法第 25 条の 2 「横断等の禁止」

「車両は、歩行者又は他の車両等の正常な交通を妨害するおそれがあるときは、道路外の施設若しくは場所に入出入りするため左折若しくは右折をし、横断し、転回し、又は後退してはならない」と規定されています。

Q 横断歩道を渡ろうとしている歩行者がいるとき、自転車は自動車と同様、歩行者の通行を妨害してはならない義務があるのか？

A 結論：自転車も自動車と同様、横断歩行者保護義務があります。

自転車で歩行者妨害違反として検挙されれば、反則金制度が適用されません。略式起訴(公判を行わず略式的に書類で起訴する場合)で罰金刑になる可能性があります。



道路交通法第 38 条第 1 項に「車両等は、横断歩道又は自転車横断帯(以下「横断歩道等」という)に接近する場合、横断歩道等を通ずる際に横断歩道等により、その進路の前方を横断しようとする歩行者又は自転車がないことが明らかな場合を除き、横断歩道等の直前で停止することができるような速度で進行しなければならない。この場合、横断歩道等によりその進路の前方を横断し、又は横断しようとする歩行者等があるときは、横断歩道等の直前で一時停止し、かつ、その通行を妨げないようにしなければならない」と規定されています。

